（様式１－３）

福島県（富岡町）帰還・移住等環境整備事業計画　帰還・移住等環境整備事業等個票

令和８年７月時点

※本様式は１－２に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	80	事業名	富岡町復興まちづくり支援施設整備事業		事業番号	(1)-10-4
交付団体			富岡町	事業実施主体（直接/間接）	富岡町(直接)	
総交付対象事業費			（0（千円）） 17,985（千円）	全体事業費	（0（千円）） 17,985（千円）	

帰還・移住等環境整備に関する目標

富岡町災害復興計画(第三次)に基づく具体的な取り組みとして、「公民連携による地域防災力の強化、あらゆる危機に対応できる防災体制の充実、自然災害による被害の最小化」を掲げ、危機管理体制の強化や都市防災機能の強化（向上）など、12 項目の取組を定めている。災害時の支援活動拠点となる既存施設の機能を活かした都市防災機能の強化に取り組むとともに、地域活力の復興のための活動拠点としての機能を確保した都市形成を進め、帰還住民や移住者の交流を通じたコミュニティの再興を促進し、安心して帰還できる環境整備を図る。

事業概要

地域活力の復興のため、つながりや交流機会を醸成する「復興まちづくり支援拠点」として利用可能な機能を確保するとともに、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた総合的な災害対策の一環として、有事には、居住者や町内一時滞在者の安全を確保する「指定緊急避難場所」としての機能を発揮することにより災害に強いまちづくりを実現するため、施設整備に必要な敷地の造成に係る実施設計を行う。

整備予定地（「グリーンフィールド富岡」）は、震災前には野外活動を通じて町民の健全な心身の発達に寄与する住民相互の交流拠点としてキャンプ活動等に利用されていたが、震災後 6 年にわたって避難指示区域となっていたことから荒廃し、現在はその機能が失われている。各種町民ワークショップや隣接する施設の利用者を対象としたアンケート等において、あらゆる世代が地域交流を通じてつながることができ、気軽に屋外での余暇活動等を楽しめる環境整備を望む声が多く挙げられており、平時からの交流が緊急時における住民同士の助け合いに寄与することからも、地域コミュニティの形成や交流の機会を確保する地域活力の復興のための活動拠点を整備する。

また、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、帰還者及び一時滞在者などが増加している現状から、避難場所と避難所の混同による混乱が生じないよう、安全性が確保されている指定避難所（総合体育館等）や防災備蓄倉庫等の防災拠点が隣接していることや身の安全を確保することができる高台に位置する立地性、24 時間利用可能で自由に入れる屋外である優位性から、「グリーンフィールド富岡」を「指定緊急避難場所」として指定するための整備を行い、防災拠点としての更なる機能強化を図る。

具体的な整備内容としては、平時には、「共助」に必要な地域やコミュニティで助け合うためのつながりや交流の機会を確保する復興まちづくり支援拠点の機能として、トイレやシャワー施設、炊き出し活動を可能とする屋外炊事場、管理棟を整備するとともに、災害時には、指定緊急避難場所としての一時集合場所や緊急を要する場面での衛生維持等の機能を発揮し、地域一帯の防災力向上を図る防災まちづくり拠点としての機能を構築する。

平時には、帰還住民や移住者の交流を通じたコミュニティの再興を促進する住民相互の交流拠点として、キャンプ活動等の屋外活動を通じたイベントができる交流スペースとして活用し、災害時には、居住者や町内一時滞在者の安全確保のための緊急指定避難場所として活用するなど、助け合いや支え合いの風土と誰もが関わりやすい仕組みを再構築するとともに、多様な方々が交流できる機会を創出する、平時、災害時に一体利用が可能な地域防災力、地域活力の復興のための活動拠点とする。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください。

＜富岡町災害復興計画（第三次）＞

【P.54　STEP3 未来プラン 1-地域づくり-④コミュニティの再構築・活性化-施策 1 交流できる機会づくり】

助け合いや支え合いの風土の再構築に向けた多様な交流機会の創出を規定

【P.54　STEP3 未来プラン 1-地域づくり-④コミュニティの再構築・活性化-施策 2 支え合いの地域づくり】

誰もが関わりやすい仕組みを整え、地域活動への参加の促進を規定

【P.80　STEP3 未来プラン 3-くらしづくり-④防災・防犯・防火対策-施策 1 地域防災力の向上（強化)】

複合災害の教訓を踏まえた町民との連携と防災力の強化を規定

＜グリーンフィールド富岡跡地再整備基本構想・基本計画＞

【P.29　災害時の機能整備方針】

住民の意見・要望に基づくキーワードを踏まえた機能の整備方針、平常時と災害時の想定利用方法の設定

＜富岡町地域防災計画＞

【P.75　第 2 編-第 1 章-第 9 節　避難対策】

指定緊急避難場所の指定に係る条件等を規定　に位置付け。

当面の事業概要

＜令和 8 年度＞

・実施設計（敷地造成（広場））

＜令和 9 年度＞

・実施設計（建築（管理棟、屋外炊事場、シャワー、トイレ等））

・土木（敷地造成）工事

＜令和 10 年度＞

・設備（浄化槽)、建築（管理棟、屋外炊事場、シャワー、トイレ等）工事

地域の帰還・移住等環境整備との関係

当町は、東日本大震災による地震及び津波災害に加え、原子力災害の被災地であり、災害時、平時に一体利用を可能とする復興まちづくり支援施設を整備し、地域活力の復興・再生のための活動拠点としての機能を確保することで、気軽に屋外での余暇活動等を楽しめる環境を形成し、帰還住民や移住者の交流を通じたコミュニティの再興を促進する。また、あらゆる世代が地域交流を通じてつながることが可能となり、緊急時に助け合う地域コミュニティが構築されることから、災害に強い安全安心な都市形成が図られ、帰還・移住等の促進につながる。

関連する事業の概要

富岡町備蓄倉庫整備事業

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性